

令和6年8月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和6年8月13日（火） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、
榮恵、松永雄治、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、
中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

農業委員欠席者：

事務局出席者：永田智紀、前田萌香

1. 開 会：事務局長 永田智紀

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、齊藤進委員、西岡千秋委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 12 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 13 号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第 14 号 農地法第5条の届出について
- (4) 議案第 18 号 農地法第5条の許可申請について
- (6) 議案第 19 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (6) 議案第 20 号 農用地利用集積等促進計画（配分）の更新について
- (6) 議案第 21 号 秋の農作業基準賃金の設定について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第12号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第12号農地法第18条第6項による届出の通知が1件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は1ページになります。報告第12号農地法第18条第6項による届出を1件ご報告いたします。

申請番号1番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が2筆で、合計面積が3,844㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。解約事由につきましては、売買のための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りです。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意による解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第13号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第13号農地法第3条の規定による届出の通知が1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料の2ページになります。報告第13号農地法第3条の規定による届出を1件ご報告をいたします。

申請番号1番です。所在は下六嘉地区。地目については田が3筆、合計面積が4,786㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、相続による権利移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第14号 農地法第5条の届出について

(議長) 続きまして、報告第14号農地法第5条の届出が1件ございます。

事務局の説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は3ページになります。報告第14号農地法第5条の届出が1件

ございます。

申請番号1番です。所在は北甘木地区。農振地域外の畑が1筆、面積が472㎡となっております。譲渡人・譲受人は記載の通りです。転用事由については資材置場となっております。

4ページに位置図を載せております。市街化区域内の案件になります。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま、事務局より説明のありました案件は、市街化区域内の農地転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第18号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第18号農地法第5条の規定による許可申請が1件ございます。

福永委員の案件になりますので、福永委員の退席をお願いします。

(福永委員退室)

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は5ページおよび6ページになります。議案第18号農地法第5条の許可申請が1件ございます。申請番号1番です。上六嘉開発（嘉島東ニュータウン）の最後の案件になります。所有権移転の案件です。所在が上六嘉地区で農振地域内農用地区域外の田が12筆と畑が3筆の計15筆。合計面積が7,353㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由については、建築条件付売買予定地（34区画）の申請となっております。7ページに位置図、8ページに土地利用計画平面図、9ページに現地の写真を載せております。給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては集水桝への集水後、道路側溝を通過して雨水調整池へ放流、生活雑排水については公共下水道への接続となります。事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります松永委員から報告をお願いいたします。

(松永委員) はい。8月1日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地と一部集落内にある10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第1

種農地および一部第2種農地になると思われます。申請地は休耕地となっており、耕作はされておりませんでした。申請地の北側に農地が隣接していますが、北側農地と申請地の境界部分には空洞ブロックが設置されており、支障はないものと思われます。

建築条件付売買予定地（34区画）ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当(だとう)なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

（議長）続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）資料は10ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第1種農地および一部第2種農地、目的については建築条件付売買予定地（嘉島東ニュータウン34区画）になります。

■■■資力及び信用は適当、行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは確実、周辺の農地等に係る営農条件への支障はなし、農地の利用の集積への支障もなし、また法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況は見込みありとなっております。

以上の事から、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

（議長）ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

（議長）他に無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（委員）（委員全員挙手）

（議長）ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

（委員）はい。（委員一同）

（議長）ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。
福永委員の入室を許可します。

（福永委員入室）

福永委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

（福永委員）どうもありがとうございました。

○議案第 19 号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第 19 号基盤強化法第 18 条の規定による申請が 4 件ございます。

まず、申請番号 1 番ついて、事務局から説明をいただき、そのあと審議・議決を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 11 ページになります。申請番号 1 番です。所在は井寺地区。農振農用地の田が 1 筆、面積が 1,724 m²となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。12 ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。続きまして、申請番号 2 番になりますが、高木委員の案件になりますので、高木委員の退席をお願いします。

(高木委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は 13 ページになります。申請番号 2 番です。所在は井寺地区および上島地区。農振農用地の田が 2 筆、面積が 2,160 m²となっております。貸付人と借受人は記載の通りです。目的については使用貸借権の新規契約。期間は令和 6 年 9 月 1 日から令和 16 年 8 月 31 日となっております。

14 ページと 15 ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。高木委員の入室を許可します。

(高木委員入室)

高木委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(高木委員) どうもありがとうございました。

(議長) 続きまして、申請番号3番と4番について事務局より一括して説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は16ページになります。申請番号3番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が3筆、合計面積が7,053㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規契約、賃貸については記載のとおり。期間は令和6年9月1日から令和11年8月31日となっております。17ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は18ページになります。申請番号4番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が1筆、面積が1,465㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規契約、賃貸については記載のとおり。期間は令和6年9月1日から令和16年8月31日となっております。19ページに申請地の位置図を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました2件の案件

につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第20号 農用地利用集積等促進計画（配分）の更新について

(議長) 続きまして、議案第20号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）の更新が1件ございます。事務局から説明をいただき、そのあと審議・議決を行いますので、よろしく願いいたします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は21ページになります。農用地利用集積等促進計画（配分）の更新について、令和5年4月1日の法改正により農業委員会の意見を聴取することになっております。
所在は上仲間地区。田が1筆で面積が1,001㎡となっております。賃借権の設定等を受ける者、行う者につきましては記載のとおり。目的は使用賃借権の更新。期間は2024年10月1日から2029年9月30日となっております。賃借権の設定等を受ける者は農地所有適格法人に該当しますので、権利設定等を受ける者が耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるため、許可要件を満たしているものと思われます。
事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第21号 秋の農作業基準賃金の設定について

(議長) 続きまして、議案第21号令和6年度秋の農作業基準賃金の設定について審議をよろしくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料は23ページになります。令和6年度秋の農作業基準賃金を設定するにあたって、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。これは、対町民から問い合わせがあったときのため、目安となる賃金についてホームページ等で公表するものです。また、この基準賃金については、あくまで目安ですので、この金額を基に各自交渉していただければと思います。

資料左側をご覧ください。令和5年度秋の農作業基準賃金を参考で載せております。昨年は、稲コンバイン刈りのカッター付きが1,000円値上げ、結束機付きが1,000円値上げ、刈り取りのみが1,000円値上げ、籾乾燥が1,000円値上げ、大豆脱粒機^{だつりゅう}が500円値上げ、籾運搬が500円値上げ、耕起が1,000円値上げ、麦播種^{はしゅ}が1,000円値上げ、麦除草剤散布が500円値上げ、ロールベアラのロールが500円値上げ、ラップが500円値上げでした。それでは、資料右側令和6年度秋の農作業基準賃金について、ご意見を頂ければと思います。

(委員) はい。

(松本委員) 昨年値上げしたということなので、今年は昨年からの据え置きでいいのではないのでしょうか。

(議長) 昨年と同額ということで、設定してよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(議長) それでは、この金額で承認とさせていただきます。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議長) 次回の農業委員会は9月10日の火曜9時00分からを予定したいと思います。

す。

他になければ、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和6年8月13日

会長 下 田 司

委員 齊 藤 進

委員 西 岡 千 秋